

宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと 大田原市教育委員会とのザゼンソウの保全に関する協定書

宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センター（以下「甲」という。）と大田原市教育委員会（以下「乙」という。）は、以下の事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の連携・協力により、大田原市北金丸に生育するザゼンソウの保全に寄与することを目的とする。

（連携・協力項目）

第2条 甲と乙は、以下の項目について連携・協力する。

- （1）ザゼンソウの保全
- （2）ザゼンソウの保全に関する学術研究
- （3）ザゼンソウの保全を通じた環境教育
- （4）その他、甲および乙が必要と認める事項

（知財の保全）

第3条 甲と乙は、連携・協力を推進するにあたり、相互の知的財産の保全に努めなければならない。知的財産権の帰属等の問題が生じた場合は、両者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲と乙は、連携・協力に関する経費について、必要に応じて両者で協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

- （1）協定の期間が満了する6か月前までに甲または乙から別段の意思表示がないときは、本協定の期間は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- （2）期間満了前に、甲または乙から期間短縮の協議があった場合は、協議に応じるものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定められていない事項または本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、解決する。

本協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙は両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 1月 21日

甲 宇都宮大学
雑草と里山の科学教育研究センター

センター長

乙 大田原市教育委員会

教育長